

## はじめに

飯 考行

報告書をお読みいただくにあたり、作成を担当した弘前大学人文学部裁判法ゼミナールの概要、司法過疎・弁護士過疎対策の経過と、青森県の司法事情を記します。

この報告書は、大学生の手によるものですが、地域の住民の方々がトラブルに巻き込まれて法律相談や裁判を利用する際のガイドとして、地方の司法、弁護士の状況と過疎対策を検討するために、また裁判員として重大な刑事裁判に参加するにあたって地域の裁判と司法に関する知識を深めるうえで、貴重な情報をもたらしてくれるものと思われま

### 1. 裁判法ゼミナール

弘前大学人文学部では、2006年度より裁判法ゼミナールを月曜日 7、8 時限目 (14:20-15:50) に開講しました。諸事情により、初年度はサブゼミナールとなり、学部 3 年生 6 名は他の主専攻ゼミナールに所属しながら、重ねてこの裁判法ゼミに登録しました。3 年生の主専攻ゼミは、哲学、中国史、労働経済、経済、行政法、労働法と多岐に渡ります。加えて、3 年次に民法ゼミを受講した学部 4 年生と大学院修士課程 1 年生も、ゼミナールに参加してくれました。結果としてバラエティに富んだゼミ構成になりました。

### 2. 学習と調査

ゼミナールでは、まず、青森地方裁判所弘前支部で民事裁判の傍聴を行いました (4 月 24 日)。その際は、閉廷後、裁判官 3 名の方々のご厚意により、事前に依頼しておりませんが、30 分ほど質疑に応じていただきました。前期のゼミの時間は、様々な裁判手続の事前学習にあて、各ゼミ生の関心や専攻により、民事、家事、行政、労働、刑事に関する裁判手続のほか、裁判員制度、法科大学院、小繋入会裁判に関する報告を行いました。

裁判手続の概要を学習した後、弘前および周辺の司法手続に関わる法律家について調査すべく、質問事項をとりまとめ、9 月に関係機関を訪問してヒアリングを敢行しました。

調査日程は、以下の通りです。

- |         |             |                            |
|---------|-------------|----------------------------|
| 9 月 8 日 | 10:30-12:00 | 青森地方裁判所五所川原支部              |
|         | 13:00-15:00 | さくら総合法律事務所 (花田勝彦弁護士)       |
| 12 日    | 10:30-11:30 | 青森地方裁判所十和田支部               |
|         | 13:00-14:30 | 十和田ひまわり基金法律事務所 (林信行弁護士)    |
| 13 日    | 10:00-12:00 | 青森地方裁判所本庁                  |
|         | 13:00-14:00 | 青森県弁護士会 (横山慶一弁護士 (弁護士会会長)) |
|         | 14:00-17:30 | 青森地方検察庁本庁 (刑事裁判傍聴プログラムを含む) |

後期は、調査先ごとに担当を決めて順に報告を重ねて互いの文章を推敲しあいました。途中で、11月6日に、開所から1ヶ月後の法テラス青森地方事務所を訪問しました（金澤茂弁護士（所長）、成田孝一司法書士（副所長））。また、弘前市の山内賢二弁護士にもお話を伺いました（12月7日）。



青森地方裁判所五所川原支部第1号法廷



青森地方裁判所十和田支部庁舎

### 3. 司法、弁護士過疎対策の経過

#### （1）戦後の経過

地域住民が十分な法的サービスを受けられない状況は、弁護士過疎、司法過疎と称されて、法利用の観点から問題視されてきました。地域における弁護士や裁判所の不足は、弁護士の大都市集中や地方の裁判所の統廃合によってもたらされてきたものです。

地方の弁護士不足は、戦後間もない時期から認識されていました。内閣に1962年に設置された臨時司法制度調査会（以下、臨司）の意見書で、弁護士の大都市偏在化の是正のため、「地元弁護士会及び日本弁護士連合会において自主的な方策を講ずることとするほか、国においてもとるべき方策を検討すること」と答申されたことは知られています。しかしその後、弁護士団体レベルで労働および刑事弁護を主眼とした地方進出はあったにせよ、日本弁護士連合会（弁護士の全国組織。以下、日弁連）および国による方策の検討と実施はなされませんでした。

生活困窮者に裁判費用などを援助する法律扶助も、国の恩恵的的制度として位置づけられ、財団法人法律扶助協会に対する国庫補助金は1990年まで年間数千万円にとどまりました。事件数増加のなか、司法試験合格者数は1964年から1990年まで500名前後で推移し、地方進出の誘因になる弁護士の大幅増員はなく、裁判官も漸増にとどまりました。裁判所では、札幌高等裁判所函館支部の廃止（1971年）、簡易裁判所101庁の廃止（1988年、別途の新設や統廃合あり）と、地方裁判所・家庭裁判所支部41庁の統廃合（1990年）などによって、比較的事件数の少ない本庁から距離のある裁判所が減少しました。

（2）1990年代の弁護士会の改革　—法律相談センターとひまわり基金法律事務所設置  
弁護士および司法過疎の対策が講じられるのは、1990年代に入ってからのことです。弁

護士過疎対策は、日弁連の1993年11月の第8回業務対策シンポジウムで取り上げられ、弁護士が0名または1名の地方裁判所支部（ゼロワン地区）がそれぞれ50、24ヶ所に上ることが明らかにされました。その後、1996年5月の日弁連定期総会で「弁護士過疎地における法律相談体制の確立に関する宣言」が決議され、弁護士過疎問題の解決のために全力をあげて取組み、市民が容易に弁護士に相談し依頼できる体制の確立に最善を尽くす旨が宣明され、前述の法律相談センターの開設が各地で進められました。また、法律扶助に対する国の認識は、裁判を受ける権利を実質化するものへ転換され、国庫補助金は1990年に1億円を超えました。司法試験合格者数は1990年代のうちに1000名程度へ倍増し、被疑者に初回のみ無料で接見する当番弁護士制度が1992年までに全国で展開されました。

1999年には弁護士過疎・偏在解消の活動費用のための日弁連ひまわり基金が設置され、その資金の援助を受けて、ひまわり基金法律事務所が2000年から全国に開設されています。ひまわり基金法律事務所は、第1種または第2種弁護士過疎地域（地裁支部管内に法律事務所が3以下または10以下の地域）で特に必要が認められる地域に、日弁連、地元弁護士会および弁護士会連合会で選定された弁護士の常駐する法律事務所、国選弁護事件、当番弁護事件、法律扶助事件や法律相談などの公益活動を受任する義務があります。ひまわり基金から一定額の開設費と必要に応じた運営費の援助がなされ、2-3年の任期（延長可能）で弁護士が所長を務めます。2000年から2006年末までに全国で70以上の事務所が開設され、そのほとんどで多忙を極めています。法律相談センターの設置とあわせて、ゼロワン地区は、2006年10月2日までに0名地域は5ヶ所、1名地域は34ヶ所へ減りました。

### （3）2000年代の国の司法制度改革 ― 弁護士の増員と法テラスの全国設置

1999年に設置された内閣の司法制度改革審議会では、司法試験合格者数枠の3,000名への拡大と、裁判官と検察官の大幅増員が提言されました。2007年初めの法曹人口は計27,221名（裁判官2,535名（2006年度定員、簡易裁判所判事806名を除く）、検察官1,591名（2006年度定員、副検事899名を除く）、弁護士23,095名）ですが、2018年に5万名を超え、2056年には日弁連の試算によれば135,465名（うち弁護士123,484名）になる見通しです。

弁護士過疎対策と司法アクセス促進に関する議論は、2000年の民事法律扶助法の制定により、国庫補助金が増額され、社会的弱者に対する司法アクセス障害の除去が国の責務として明記されたことを除いて、ほとんど進展を見ませんでした。しかし、同審議会の答申後、内閣に設置された司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会で、民事法律扶助と刑事弁護を一括した法律サービス拠点を全国に作る法務省の構想をもとに検討が進展し、2004年に総合法律支援法が制定されました。

同法により、全国の地裁本庁所在地のほか大都市や弁護士過疎地に、日本司法支援センター（愛称は法テラス）地方事務所が設置されることになりました。2006年10月より、法テラスでは、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援と、被疑者を対象に含む国選弁護に関する業務を開始しています。法律に関わる業務は、スタッフ弁護士（法テラスに常駐する弁護士）と、契約弁護士および契約司法書士（法テラスと契約を結んで業務を行う地域の弁護士および司法書士）が担当します。

## 4. 青森県の司法事情

(1) 弁護士的人数

青森県弁護士会の会員数は、1950年1月に33名、1969年6月に30名、1979年11月に35名と、戦後30年間ほとんど変化がありませんでした。その後、1992年末に43名、2005年末に46名でしたが、2006年末に51名となり、近年増えてきています。司法試験合格者数増加の影響もあり、青森県勤務を希望する司法修習生も多いとのことで、近いうちに弁護士は60名に達することが見込まれます。

2007年1月1日現在の全国の弁護士数は23,095名で、弁護士1名当たりの人口は約5,501名(2006年3月末現在の住民基本台帳登録の全国人口にもとづく)です。青森県の2007年1月1日の弁護士数は51名、1名当たりの県民人口は約28,630名となります(下表を参照のこと)。この青森県の弁護士対県民人口比率は、全国の都道府県の最小数値です。

県内の地域別に見ると、弁護士は、青森市、八戸市と弘前市に集中しており、青森地方裁判所十和田支部は北東北に唯一残る弁護士ゼロワン地区です。五所川原市に弁護士は3名いますが、法律事務所は1つしかありません。

十和田市は1971年以降、五所川原市は1975年以降、それぞれ常駐する弁護士が不在の状態が続いていましたが、日弁連のひまわり基金法律事務所が2001年と2002年に開設されています(五所川原では弁護士が2005年の任期終了後に定着)。2006年12月になって、むつ市にもひまわり基金法律事務所が開設され、常駐弁護士の不在が解消されました。

(表) 地方・家庭裁判所の裁判官、弁護士数および管内人口比率と、民事・刑事通常訴訟件数

		裁判官数 (他庁所属者数) (2006年4月1日)	弁護士数 (2007年1月1日)	住民基本 台帳登録 人口 (2006年3月31日)	弁護士1 名あたり の人口 (小数点 以下四捨 五入)	民事通常 第一審訴 訟新受件 数 (2005年)	刑事通常 第一審訴 訟新受件 数 (2005年)
青森管 内	青森本庁	7	24	503,275	20,876	298	345
	弘前支部	3	9	303,727	33,747	158	173
	八戸支部	4	14	306,482	21,892	128	294
	五所川原支 部	(2)*	3	174,606	58,202	81	14
	十和田支部	(2)*	1	172,054	172,054	79	9
	計	14	51	1,460,144	28,630	744	835

(注) 裁判官数および訴訟件数は、仙台高等裁判所より受領した統計資料にもとづく。

\* は非常駐。

(2) 裁判所

青森地方・家庭裁判所の本庁は青森市に置かれ、弘前市に地家裁弘前支部および弘前簡易裁判所、八戸市に地家裁八戸支部および八戸簡易裁判所、十和田市に地家裁十和田支部

および十和田簡易裁判所、五所川原市に五所川原支部および五所川原簡易裁判所、むつ市にむつ簡易裁判所および青森家庭裁判所むつ出張所、野辺地町に野辺地簡易裁判所および青森家庭裁判所野辺地出張所、鱒ヶ沢町に鱒ヶ沢簡易裁判所が設置されています。裁判官3名の合議体で審理しなければならない裁判は、本庁、弘前支部と八戸支部で扱われます。

裁判所は、1988年に蟹田簡易裁判所が、1990年に青森地裁鱒ヶ沢支部が統廃合された経緯があります。青森県の地方・家庭裁判所の各支部は、広範な面積を管轄し、下北半島のむつ市が青森本庁の管轄内にあるなど、地域により裁判所まで距離があり、むつ市から青森本庁まで車で約2時間30分かかり、冬には路面凍結のためさらに時間を要します。

裁判官は、2002年から2006年までに全国で各年45、52、75、75名の定員増加のところ、北東北に増員はなく、逆に青森地裁本庁では2006年に1名減りました。五所川原、十和田支部には裁判官も検察官も常駐していません。五所川原、十和田の身柄事件は、正検事が常駐して合議事件を扱う弘前、八戸地裁支部へそれぞれ起訴される扱いになっています。

### (3) 法律相談の機会

#### ①自治体などの無料法律相談

青森県内の自治体では、6市町村で法律相談が定期的に行われています。十和田市役所の相談会は月1回2時間定員10名で、八戸市の弁護士が担当しますが、事前の電話予約で相談枠は満杯の状態が続いています。五所川原市役所では開催されていません。その他に、社会福祉協議会などの団体による法律相談会もあります(別紙を参照のこと)。

#### ②弁護士会の法律相談センター

法律相談センターは、青森県内で1997年から西北五(五所川原)、十和田、八戸市で開設されてきました。むつ市は、青森地裁本庁管内ですが、前述の立地の関係から、2000年10月に法律相談センターが設置されています。法律相談は、西北五と十和田で週1回2時間30分、むつで月2回(うち1回はテレビ会議システムを利用)3時間有料で行われます。

#### ③裁判所の相談窓口と手続説明会

裁判所では、近年、利用者サービスの一環として相談窓口の設置、簡裁民事および家事事件手続に関する24時間テレホン・FAX案内サービスのほか、債務整理手続に関する裁判手続説明会が開催されています。青森県では、青森地方・簡易裁判所の受付相談センターで自己破産、個人再生、特定調停の手続に関する説明会が開催され、本庁および各地裁支部で週1回ずつ、むつ簡易裁判所で月2回、同様の説明会が1、2時間もたれています。

#### ④司法書士会の法律相談

2003年4月1日の司法書士法改正により、司法書士に、法務大臣の認可を条件に、簡易裁判所の事物管轄を上限とする訴訟、和解、調停代理と裁判外の和解の代理と、法律相談の権限が認められました。青森県の司法書士会では、同法の改正で認められた法律相談の権限を活かして、無料法律相談会が行われています。

#### ⑤法テラスの法律相談会

法テラス青森(日本司法支援センター青森地方事務所)の2006年10月業務開始に伴い、青森市、弘前市と八戸市で、それぞれ月に4、3、2回ずつ、法テラスと契約を結んだ地元の弁護士と司法書士による無料法律相談会が開催されています。法テラスに常駐するスタッフ弁護士は、2007年2月より1名赴任しています。

おわりに

以上で、この報告書のなりたち、弁護士・司法過疎対策の経過と、青森県の司法事情の概要をご紹介しました。津軽・十和田の法律家と裁判所については、この報告書にヒアリングにもとづいて詳しく記されています。こうした青森県の司法事情と情報は、これまでほとんど調査されず公にもされてこなかったように思われます。弁護士や裁判所を頻繁に利用することは、必ずしも好ましいことではないかもしれませんが、法とその運用をつかさどる司法は、必要な場合に国民の権利を守ってくれる助けともなります。この報告書によって、地域の司法がさらにアクセスしやすく使い勝手の良いものとなれば幸いです。

なるべく多くの県民の方々にお読みいただけるようにとのことで、ゼミ生の発案により、文体はです・ます調とし、難しいと思われる用語には解説を付しました。また、裁判法ゼミナールのウェブサイト (<http://www.saibanhou.com/seminar2006report.html>) に、本報告書のデータを掲載しており、インターネットを通じてアクセスできます。

今回の調査は、地域の法と司法の生きた姿に触れる貴重な機会となりました。今後も、裁判法ゼミナールでは、近隣地域の司法事情を調査、研究していくことができると考えています。最後になりますが、ご多忙の折、ヒアリングならびに資料提供に快く応じていただきました、司法関係機関ならびに関係者の方々に深謝いたします。